

# 青森県狩猟マイスター養成講座開催業務委託仕様書

## 1 目的

本県では、指定管理鳥獣であるニホンジカやイノシシの目撃件数が年々増加し、その範囲も県全域に拡大していることから、県内の農林業被害や生態系への影響等が懸念されている。

また、ツキノワグマについても、出没件数や人身被害件数が増加しており、今後の人身被害等の拡大が懸念される場所である。

一方、これらを捕獲する狩猟者の減少や高齢化などにより、持続的な狩猟体制を維持することが困難な状況であり、かつ、多くの狩猟者は鳥類や小動物を狩猟対象としているため、大型獣類の捕獲技術を有する狩猟者は少ない状況にある。

そこで、指定管理鳥獣等の捕獲に必要な狩猟技術の向上を図るとともに、人獣共通感染症の予防対策として捕獲した個体の適切な解体処理技術の知見を有した狩猟者を養成するため、青森県狩猟マイスター養成講座（以下「養成講座」という。）を開催するものである。

## 2 実施期間

契約締結の日から令和3年3月26日（金）まで

## 3 業務内容

- (1) 養成講座の企画立案（実施計画策定、カリキュラム決定等）
- (2) 養成講座の運営（日程調整、会場及び必要物品等の手配、関係機関との連絡調整、参加者の管理、講習及び実習の実施等）
- (3) 実施報告書の作成

## 4 企画提案する内容

- (1) 上記1に記載されている狩猟者を養成するために必要なカリキュラム及び実施体制を提案すること。なお、受講者の条件は以下のとおりとする。
  - 定員 15名
  - 対象者
    - ア 青森県内に現住所があり、20歳から概ね65歳以下の健康な者
    - イ 狩猟免許（第一種銃猟免許）を取得している者
      - ※併せて、わな猟免許を取得している者又は今後取得予定の者が望ましい。
      - ※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第52条により狩猟免許が取り消された場合は、それ以降の受講を認めない。
    - ウ 地域の猟友会に入会している者

エ 過去に鳥獣保護管理法等に抵触する違反行為をしていない者又はそのおそれがない者

オ 暴力団又は暴力団員の統制の下にない者

(2) 上記(1)のカリキュラムは以下を基本とし、実施場所及び実施時期については、受講者になるべく参加しやすいよう設定するとともに、各カリキュラムの講習又は実習の内容、移動が必要な場合の移動手段及び講習に必要な物品等の手配方法等を提案すること。なお、手配等が困難になった場合の代替案があれば、併せて提案すること。

○知識講習(1日程度)

狩猟に関する法令、狩猟免許制度、野生鳥獣の現状及び県の取組等について、青森県環境生活部自然保護課職員から説明する予定であるが、これ以外に座学での講習等が必要な事項があれば、その内容を講師候補者ととともに提案すること。

○狩猟技能講習(1日程度)

大型獣類捕獲のために必要な銃器及びわなの取扱に関する講習及び射撃講習を行うため、その実施方法等について提案すること。

○狩猟体験(1日程度)

猟場における実際の大型獣類の狩猟体験又は上級者による大型獣類の狩猟への同行等による狩猟体験を行うため、その実施方法等について提案すること。

○解体技能講習(1日程度)

大型獣類の適切な解体に関する講習を行うため、その実施方法等について提案すること。なお、解体する獲物を確保する場合は、その具体的な方法についても提案すること。

(3) 日程については、より効果的な講習又は実習ができ、かつ、受講者になるべく参加しやすいよう、上記(2)の項目を組み合わせ設定し、提案することも可能とする(例：知識講習を1日、狩猟技能講習を1日、狩猟体験及び解体技能講習を1泊2日で実施する等)。

## 5 留意事項

(1) 企画提案と併せて、当該業務を実施する業務員名簿を提出すること。なお、業務員には、環境省の鳥獣保護管理に係る人材登録事業で登録されている「鳥獣保護管理捕獲コーディネーター(ただし、専門とする鳥獣としてニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマをすべて含む者に限る。)」を1名以上含むこと。

(2) 当該業務を実施するに当たり、関係する地方公共団体、猟友会及び狩猟に関連する法令を所管する機関(国有林を所管する林野庁等)との連携を密にし、手続の不備等により業務実施に支障が出ないようにすること。